下水道事業における中期経営計画
老朽化対策を軌道にのせる10年に
独立採算制による健全経営を図る

建設経済

建設経済常任委員会は、6月9日に開催され、議案6件を審査した。その結果、議案は全て可決すべきものと決定した。

また、①ふじさわ下水道ビジョン（最終報告）②下水道における中期経営計画の策定（中間報告）――以上2件について報告を受けた。

○下水道事業における中期経営計画の策定について（中間報告）

〈市の説明〉

本市では、社会・経済情勢の変化などの事業運営課題が深刻化している中、公営企業として経営の安全性を確保し、将来にわたりサービスの提供を継続していく必要があることから、新たな「ふじさわ下水道ビジョン」の策定を進めている。この新ビジョン実現に向けた実行計画の策定に当たり、下水道運営審議会から、下水道使用料の在り方や、様々なリスクを視野に入れた投資と効果のバランスを考えた下水道経営のさらなる追求を要望されており、より実効性の高い計画とするため、現在、審議を重ねている。その実行計画である中期経営計画の策定状況について中間報告する。

本計画は、具体的な事業計画と収支計画を示した中期的な実行計画として新ビジョンで定めた施策を具現化するものであり、計画期間は新ビジョンの施行に合わせ、令和5年度から14年度までの10年間とする。

計画の構成としては、経営の基本方針を基に、①策定に関する趣旨や位置づけ、計画期間②下水道使用料や下水道施設等の現状と、これからの下水道の役割や将来人口、有収水量の予測を踏まえた使用料収入の見通し等から導かれた課題③事業を継続していく上での経営の基本方針④様々なリスクを視野に入れた、投資と効果のバランスを考えた、実効性の高い目標値・指標値が設定された事業計画⑤シミュレーションの活用により新ビジョン20年間の長期的な財政状況を見通した上で、当該計画期間内の収支均衡に向けた、投資・財政それぞれの試算による収支計画⑥アセットマネジメントの運用による「持続可能な下水道事業経営」の取組として、経営比較分析等の指標やPDCAサイクルを用いた手法を示した進行管理計画――以上6項目を予定している。このうち、④事業計画と⑤収支計画（投資財政計画）を本計画における2本の柱と位置づけ、本計画の前半部分に当たる5年度から9年度の5年間の内容を、より具体的に示すことにより短期経営計画を兼ねる構成とする。

次に、策定に向けた考え方としては、本計画は、新ビジョンの推進方策に則し、職員の経営意識の徹底と、コスト・事業効果・リスクのバランスを考慮した事業運営により、独立採算制を原則とする健全経営の持続を図る計画とする。その上で、計画期間におけるテーマを「老朽化対策を軌道にのせる10年とする」と設定し、収支均衡を図るための、支出と収入に区分した考え方を整理し、まとめている。

まず、支出（投資・運営）では、全体の事業効率化を図った上で、施策の優先順位による予算の重点投資と、ストックマネジメント実施方針の着実な推進をそれぞれ行う。

次に、収入（財源確保）では、事業の実施に係る必要かつ適正な財源を安定的に確保するため、未収金、未賦課対策や特定財源等の確保と、安定した収入による持続可能な下水道事業経営をそれぞれ行う。

今後の予定としては、下水道運営審議会での審議等を経て、市議会9月定例会に計画案を報告する。その後、審議会にて「今後の下水道事業における整備と運営のあり方について」の答申を受け、12月定例会に計画の最終報告をする予定である。

市民の暮らしや水環境を守っていく下水道施設の見学会

生活・文化拠点再整備事業
公民連携モデルプランを検討
―藤沢都心部再生・公共施設再整備特別委員会―

藤沢都心部再生・公共施設再整備特別委員会は、6月29日に開催され、藤沢都心部再生及び公共施設の再整備について審査した。

この日の委員会では、生活・文化拠点再整備事業の取組について審査を行った。

○生活・文化拠点再整備事業の取組について

〈市の説明〉

本再整備事業は、市民会館の他、南市民図書館、市民ギャラリー等の複合施設の整備と併せ、奥田公園及び浸水対策施設の整備を進めていく。

藤沢市民会館等再整備基本構想（案）に関しては、基本構想策定検討委員会からの提言書や、令和3年11月25日及び4年2月9日の本委員会における様々な意見等を踏まえ、素案から修正し取りまとめた。

主な修正点としては、まず、関連計画に藤沢市SDGs共創指針を加え、SDGsの達成に向けた取組を進めることを明記した。

次に、浸水対策施設については、他の施設と可能な限り一体的に整備を進めるものとして、事業内容や事業用地の選定等について、より明確に記載した。

さらに、今後の事業推進に係る留意事項に、①タイムリーな情報発信と共有を図る必要があること②あらゆる面でコスト縮減を図る必要があること③将来の世代のことを考慮して計画を策定すること④民間事業者と連携し魅力あるコンテンツを誘致するとともに、市内経済の活性化に貢献できる事業とすること⑤藤沢駅周辺地区との連携及び境川周辺の自然環境を意識して事業を推進すること――以上5点を追記した。

4年2月以降の取組として、民間事業者に対し、参画による効果、条件や要望について、公民連携手法の提案を募集した。主な提案として、①市民会館ホールは質の高い興行やトップアーティストの誘致のためには1500席から2000席の規模が必要②小規模コンベンションホール機能は1000㎡程度でも、適正な利用料金設定と稼働率向上のためのノウハウを導入すれば十分運営可能③図書館には日常的な集客力があり賑わい創出の点で大きな存在となり得る④民間収益施設は商業施設や住宅、駐車場の立地に興味がある――以上4点等の意見があった。

最後に、今後の取組として、民間事業者へのヒアリング等により、本事業の推進に最も適した公民連携のモデルプランを検討する。また、ハード整備の基本的ルールを定め、コンセプトを整理し、施設等の配置や規模、奥田公園や浸水対策施設を含めた施設整備計画の検討を行う。これらを踏まえ、5年度にOUR Projectマスタープラン（※2）の策定を予定している。

奥田公園や浸水対策施設と一体的に整備を進めていく

市内宿泊型観光推進事業補助金
北部エリアにも観光客が訪れ
回遊する事業を構築していく

補正予算

補正予算常任委員会は、5月23日及び6月15日に開催された。5月23日の委員会では、議案1件を審査した。その結果、議案は可決すべきものと決定した。

6月15日の委員会では、議案2件を審査した。その結果、議案は全て可決すべきものと決定した。

○令和4年度藤沢市一般会計補正予算（第3号）

〈主な質問と答弁〉

質問　新型コロナウイルス感染症対応のための外部委託の活用について、スケジュールと委託の期間を聞きたい。

また、委託する業務内容は、新型コロナウイルス感染症に関する判断を要しない内容なのか聞きたい。

答弁　外部委託のスケジュールについては、今後の感染拡大時に重点対象者に確実に対応ができるよう、保健所業務の逼迫を防ぐため、早急に体制を整備すべく、7月の本稼働を目指している。そのためにスムーズな業務移行が行えるよう、6月の早い段階での契約締結、業務引継ぎの開始が必要であると考えている。

委託の期間については、令和5年3月末までを想定しているが、感染状況や新しい変異株の重症化リスクの増大、感染力の強さなどにより変更する可能性がある。

委託する業務内容は新型コロナウイルス対応に関する業務の一部であり、従来からある保健所の定例業務を委託するものではない。

また、動線を分け、指揮命令系統をしっかり分けるといったことで対応していく。

○令和4年度藤沢市一般会計補正予算（第4号）

〈主な質問と答弁〉

質問　市内宿泊型観光推進事業補助金は、市内宿泊施設の利用者に対する宿泊費の補助や宿泊者限定のコンテンツ等との連動によるインセンティブを付与するとのことだが、南部だけではなく北部エリアや市内全体の内容があるべきだと考えるが、市の見解を聞きたい。

答弁　江の島を中心としたエノシマトレジャーやナイトイベントが中心となっているが、市内の回遊といった観点から、コンテンツの中で宝探し事業も検討しており、南部だけでなく北部エリアも取り入れた形で構築することで、北部エリアにも一定の観光客が回遊をするようなスキーム作りを想定している。

また、この事業を利用した方への優位性を出すために、宿泊施設での宝探しや今までにない新たなクエスト（冒険）をさらに加えるなど対策を図っていきながら、宿泊者にインセンティブを感じてもらえるような取組を行っていく。

質問　藤沢市内には、魅力ある観光資源や商業資源がいくつも点在しているが、交通手段がないことが課題である。民間交通事業者との連携により、様々な可能性を検討していく必要があると考えるが、市の見解を聞きたい。

答弁　交通の利便性により、アクセスしにくい場所があることが課題であると認識している。今回の取組は、観光需要喚起型となり、観光に特化した内容であるが、鉄道、バス、タクシー、シェアサイクルなどいくつもの交通手段をつなげていくもので、観光客はもとより市民にも使いやすいものになると想定している。

戻りつつある観光客に市内を広く回遊してもらうことが、この事業の本質であると考えている。そのため、MaaS（※1）の基盤強化など環境づくりにも取り組んでいく。

意見書
1件を政府等へ提出

○国民の祝日「海の日」を7月20日に固定化することを求める意見書

平成7年に「海の日」（7月20日）が国民の祝日に制定され、8年に施行されたが、13年のいわゆるハッピーマンデー法成立により、海の日は7月第3月曜日となり、毎年その日にちが変動する祝日となった。

海を通じて人的・文化的交流を図り、経済活動を行ってきた我が国にとって、7月20日を海の日として固定化し、「海の恩恵に感謝するとともに、海洋国日本の繁栄を願う」という海の日の趣旨に思いを致す機運を盛り上げることが極めて重要である。海の日が7月20日に固定化されれば、地方自治体が行う年間行事における海の日関連行事の位置づけが明確となり、各種行事が活発に開催され、国民の目が海辺の町、海に関わる産業やそこで働く人たちに向けられ、後継者になろうとする人たちの増加につながるものと期待される。

よって、政府におかれては、国民の祝日「海の日」を7月20日に固定化するよう当市議会は強く要望する。

（以上、要旨を掲載）

（※1）MaaS…1面注釈参照
（※2）OUR Project マスタープラン…（Okuda Urban Renovation Project マスタープラン）。生活・文化拠点再整備基本計画。